令和７年国勢調査包括業務委託　仕様書

１　目的

本仕様書は、相模原市（以下「発注者」という。）と○○（以下「受注者」という。）が締結する「令和７年国勢調査包括業務委託」について、その仕様を定めるものである。

本委託業務については、契約書に定めがあるものを除くほか，この仕様書の定めるところによるものとする。

なお、仕様書の記載において、特に業務区分のことわりがないものについては、各業務の共通項目とする。

２　業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| 業　　　務 | 別紙１「委託業務内容細目書」 |
| 用品の保管・仕分け | 第１ |
| 用品の配送 | 第２ |
| コールセンター | 第３ |

３　業務体制

（１）人員配置

受注者は業務の遂行のため、適切な人員を配置すること。

（２）業務従事者

受注者は業務に従事するものを選任すること。業務従事者の配置および業務に関しては、受注者の裁量によるものとする。

（３）総括業務管理責任者

受注者は、発注者との連絡調整および円滑な業務遂行のため、総括業務管理責任者を１人以上選任し、発注者に報告すること。報告は、契約締結後すみやかに文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)により行うこと。

４　提出物

受注者は、次の書類を発注者に提出すること。

（１）個人情報の取扱いに関する特記事項に係る報告

提出期限：契約締結日から７日以内

（２）業務完了報告書

提出期限：令和７年１１月末日とする。

（３）各業務に係る書類

その他、各業務に係る書類については、別紙１「委託業務内容細目書」で定める。

５　委託料上限額

（１）この契約における契約金額は、委託料の上限額を定めるものとする。

（２）委託料の上限額は限度額であり、配送物等の予定数に大幅な変更があった場合においても、受注者は異議の申出又は損害賠償の請求をすることはできない。

６　情報の管理

（１）業務は大量の個人情報を取り扱うため、情報セキュリティには十分な対策が必要であることから、受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成１５年法律第５７号)等の趣旨を十分に理解し、業務の遂行に当たるとともに、相模原市情報セキュリティポリシー（令和５年５月３１日改正）に準拠した対策を行うこと。

（２）受注者はプライバシーマーク取得事業者、ISO/IEC27001又はJISQ27001のいずれかの

承認を取得している事業者であること。

（３）受注者は、本業務に受託した内容が、全て完了した時点をもって、直ちに本業務に関する全てのデータ等を発注者へ返却又は破棄・処分すること。

（４）個人情報の徴取は最低限とし、情報は開示しないよう対策を講ずること。

（５）受注者は、個人情報を伴う事務ミスが生じないよう業務の進行管理に細心の注意を払うとともに、そのような事態が発生したときには、速やかに発注者に連絡し、発生に至る経過や現状の把握などの情報収集を行うとともに、通常業務の停滞が生じないように体制を組みながら、発注者と協力して対処すること。

（６）上記のほか、個人情報等の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」のとおりとする。

７　業務の再委託について

（１）受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託することができない。

（２）受注者は、業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ発注者の文書による承諾を受けなければならない。

８　委託料の支払い

検収終了後、受注者の請求に基づいた請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から３０日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

９　権利、義務の譲渡等

受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に委任し、譲渡し、又は承継させてはならない｡

10　守秘義務

受注者は、この契約に基づく業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供し、若しくは漏洩し、又はこの契約に基づく業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

11　環境配慮について

受注者は、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行わなければならない。

（１）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（２）市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

（３）業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法等、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

12　その他

（１）契約後の条件として、「個人情報の取扱いに関する特記事項」及び「相模原市環境方針」を遵守すること。

（２）実施時期、数量等については予定であるため、変更される場合がある。

（３）その他、本業務を実施する上で本仕様書に含まれない事項が発生した場合は、発注者受注者協議の上、決定する。